

宅地開発事業等に係る道路整備に関する基準

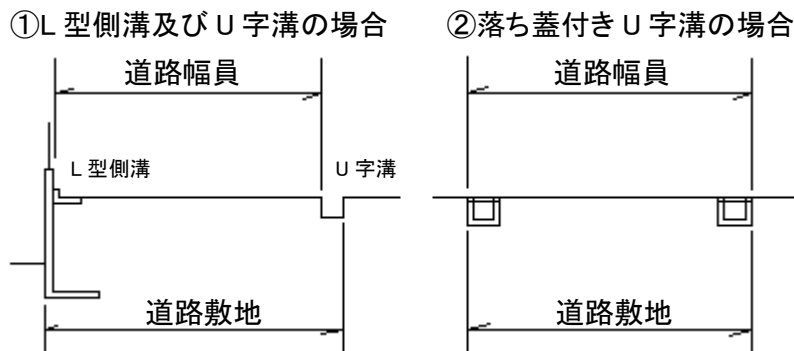
(趣旨)

第1条 この基準は、松戸市が道路の用に供されると認めるものについて、宅地開発事業等により地域の安全が損なわれることなく、生活基盤である道路の円滑な交通に寄与するため、松戸市における宅地開発事業等に関する条例施行規則(平成14年松戸市規則第9号。以下「規則」という。)第14条第1号イに規定する道路整備に関する基準について定めるものとする。

(道路の幅員と構成)

第2条 この基準における道路の幅員には、保護路肩、法面及び排水溝を含まないものとする。幅員構成に含まれる各部分の名称、道路敷地及び道路幅員については、次に掲げる図1を標準とし、落ち蓋付き U 字溝及び L 型側溝を敷設する場合は道路幅員に含め、水路、擁壁等連続しているもの、または蓋なしの U 字溝が敷設してある場合は道路幅員から除外するものとする。

図1 道路幅員

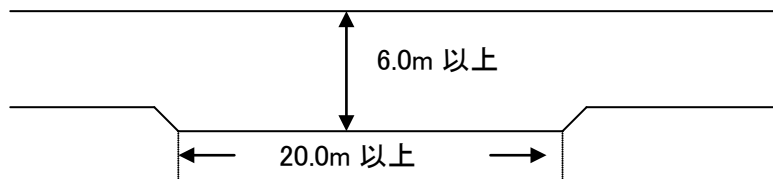


(事業区域に至る道路の整備)

第3条 事業区域に至る道路(事業区域外の主要な道路から事業区域に接続する道路をいう。以下同じ。)の整備基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 主として住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等の場合にあっては、道路の幅員を6メートル以上とすること。ただし、事業区域の面積に応じ以下に該当する場合には、この限りでない。
 - ア 事業区域の面積が 3,000 平方メートル未満の宅地開発事業等で、通過交通量が少なく、かつ、小区間で通行上支障がない場合は、道路の幅員を原則として4メートル以上(幅員が概ね4メートルの道路に接する開発行為にあっては、2階建て以下の住宅に限る)とすることができる。
 - イ 事業区域の面積が 3,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満の宅地開発事業等で、通過交通量が少なく、かつ、小区間で通行上支障がない場合は、1区間の(35メートル以内)道路の幅員を4メートル以上(2階建て以下の住宅に限る)とすることができる。
- (2) 前号アにおいて、事業区域に至る道路の幅員が狭小な(概ね4メートル)区間が概ね100メートルを超えときは、当該区間のうち一定区間の道路を拡幅し、又は図2に示す形態の待避所を設置すること。

図2 待避所の形態



- (3) 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等で、その事業区域の面積が 1,000 平方メートル以上のものの場合にあっては、原則として道路の幅員を9メートル以上とすること。
- (4) 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等で、その事業区域の面積が 1,000 平方メートル未満のものの場合にあっては、第1号及び第2号に定める基準によること。
- (5) 宅地開発事業等以外の事業で規則で定めるものを行う場合においては、第1号及び第2号に定めるところによるものとする。

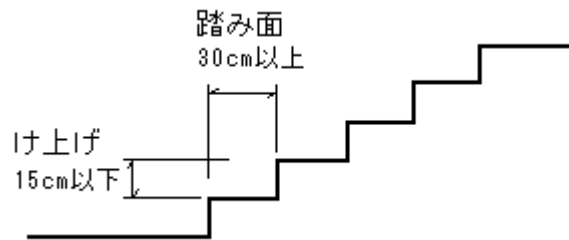
(事業区域内の道路)

第4条 主として住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等における事業区域内の道路の整備の基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路は安全性を確保するための線形、構造とし必要以上に屈曲部を設けないこと。
- (2) 道路は、袋路状ではなく、緊急車両の通り抜けができるように設計が定められていること。
また 2 以上の道路に接する場合はそれぞれの道路に通り抜けができる設計とすること。
ただし、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和 29 年法律第 119 号))により施行された区域以外(幹線道路に接するものは除く)で事業区域が小規模かつ、形状等により特にやむを得ないと認める場合において、別表第1に定めるところにより転回広場を設けるときは、この限りではない。
- (3) 道路の幅員は、6メートルから 12 メートルまでの範囲とすること。ただし、次のいずれかに該当する場合で宅地開発事業等に該当する未開発地に接しない場合は、それぞれに定める幅員とすることができる。
ア 沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じない形状のものであり、かつ、延長が概ね100メートル以下、であるもの 5メートル以上
イ 沿道宅地へのサービス以外の目的の通過交通が生じない形状のものであり、かつ、延長が概ね150メートル以下、であるもの 5.5メートル以上
ウ 事業区域の面積が 1,000 平方メートル以下であり、かつ、事業区域の地形が扁平である等、アに定める道路の幅員を確保することが著しく困難である場合 4. 5メートル以上
- (4) 事業区域の隣接地が未開発地(水路等挟んだ場合を含む)である場合は、当該未開発地及び公共の用に供する土地と事業区域内の道路を接続することができるように設計が定められていること。(国土計画利用法によって契約した場合は一体の利用計画図を提示すること。)
- (5) 道路は、階段状としてはならない。ただし、主要道路及び区画道路以外の専ら歩行者の通行の用に供する道路を設ける場合で、次の要件に適合しているときは、この限りではない。

- ア 階段は自転車押し上げ式の斜路を両側に設けることを基本とし、幅員 4 メートル以上、勾配は25パーセント以下で乗車して通行できない構造とすること。
- イ 地形等により自転車押し上げ式の斜路を設けることができない場合は階段の勾配は、50パーセント(け上げ15センチメートル以下・踏み面30センチメートル以上)を標準とすること。(図3参照)。

図3 階段のけ上げと踏み面



- ウ 階段の高さが3メートルを超える場合は、高さ3メートルまでごとに踊り場を設けるとともに、階段の最上部と最下部にも踊り場を設けること。
- エ 踊り場は、踏巾 1.5 メートル以上とすること。
- オ 原則両側に手すりを設けること。また、階段の幅員が3メートルを超える場合等は、その中央にも設けること。
- カ 階段内の雨水を適切に排水できる構造であること。
- (6) 宅地開発事業等以外の事業で規則で定めるものを行う場合においては、前各号に定めるところによるものとする。

(事業区域に接する道路の整備)

第5条 主として住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等の事業区域に接する道路の整備の基準は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事業区域に接する道路の幅員は、6メートル以上になるように配慮するものとし、次に掲げる基準により拡幅すること。

ア 原則として事業区域に接する既存道路(以下「既存道路」という。)の中心から事業区域側に3メートル以上の位置(拡幅後の道路の幅員が5メートルに満たない場合は、5メートル以上となる位置)まで拡幅すること。

なお、道路を挟んだ相対地における開発行為等により拡幅されている場合においては、従前の事業による拡幅前(元道)の道路幅員を基準とする。

イ 河川、線路敷地、がけ地等が存する場合その他既存道路の相対側に拡幅が困難な場合にあっては、事業区域側に一方的に拡幅すること。

なお、上記の場合において、道路敷地とは関係無く、土留め及び防護柵等の現況工作物を基準として、有効幅員が確保できるように後退すること。

ウ 事業区域の面積が 5,000 平方メートルを超える宅地開発事業等にあつては、原則として相対地から事業区域側に6メートル以上の位置まで拡幅すること。

エ 市街化調整区域内における宅地開発事業等にあつては、原則として相対地から事業区域側に6メートル以上の位置まで拡張すること。

オ 既存道路が階段状である場合等で車両の通行が不可能な場合にあつては、既存道路の中心から事業区域側に2メートル以上の位置まで拡張すること。

(2) (1)において事業区域が、土地区画整理法施行規則第9条第三項による、事由が確認された道路に接する場合等は、別途協議できるものとする。

(3) 事業により著しく自動車、歩行者の通行の増加が見込まれる場合等は、既設の歩道を含め第10条による歩道を整備すること。

(4) 交通がひんぱんな道路で、店舗、病院、集会場等の他共同住宅等の事業においては、道路に面して有効幅員1メートル以上の歩行者通行の要に供する通路を確保する設計とされていること。ただし当該道路で(3)の整備をおこなう場合はこの限りでない。

(5) 道路の拡張部分については、第7条から第13条までの規定に準じて工事を施工すること。

また、既存道路が未舗装であつたり道路排水施設が無い等、未整備の場合も同様とする。

2 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等で、その事業区域の面積が1,000平方メートル以上のものの場合にあつては、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第20条の規定の例によるものとする。

3 主として住宅以外の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等で、その事業区域の面積が1,000平方メートル未満のものの場合にあつては、第1項の基準によるものとする。

4 宅地開発事業等以外の事業で規則で定めるものを行う場合においては、第1項各号に定めるところによるものとする。

5 上記1～4の場合において、U字溝等の道路工作物については、拡張後の道路に合わせて移設するものとする。

(道路の交差)

第6条 道路の交差については、次の各号の基準によるものとする。

(1) 道路は、駅前広場等特別な場合を除き、同一箇所において同一平面で5以上交差しないものとする。

(2) 道路の交差は、直角に近いものとし、食い違い交差としないこと。

(3) 交差点付近の道路線形は、交差点に接近する車両の安全かつ円滑な通行を確保するため、交差点から20メートル(信号制御の場合は40メートル)以上を直線とすること。ただし、事業区域の面積が概ね1,000平方メートル未満のもので、かつ、不整形地なものについては、市長と協議して直線区間を6メートル以上とすることができる。

(4) 幹線道路に対する交差点の設置については極力抑制すること。

(縦断勾配)

第7条 道路の縦断勾配については、次の各号の基準によるものとする。

(1) 道路の縦断勾配は、9パーセント以下とすること。ただし、地形等によりやむを得ないと認められる場合は、小区間に限りすべり止め舗装とすることにより、11パーセント以下とすることができる。

なお、車いす等の安全な通行を考慮し、勾配は5パーセント以下とし、やむを得ない場合でも8パーセント以下とするよう努めること。

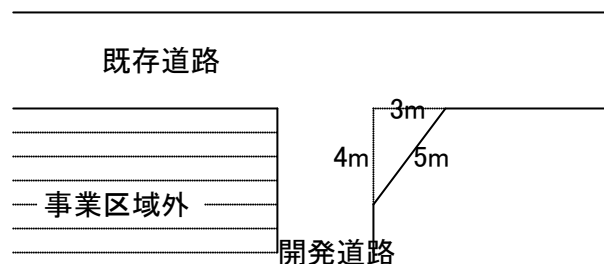
- (2) 交差点の取り付け部の縦断勾配は、視距確保及び車両の制動のため相当区間を2.5パーセント以下とすること。この場合において、幅員6メートル以下の区画道路における相当区間の延長は、6メートル以上とすること。

(隅切り)

第8条 道路の隅切りについては、次の各号の基準によるものとする。

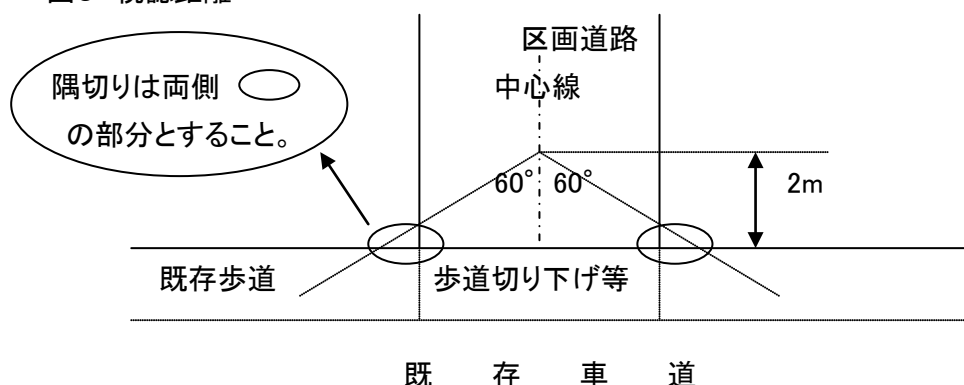
- (1) 道路が同一平面で交差し又は屈折する場合は、別表第2に定めるところより、その角地の隅切りを設置すること。
- (2) 主として住宅の建築の用に供する目的で行う宅地開発事業等であって、事業区域の規模及び周辺の交通量等に与える影響を勘案し、両側隅切りを設置することに伴う負担が著しく過大と認められる場合は、斜辺5メートル以上の片側隅切りとすること(図4参照)。

図4 片側隅切り



- (3) 歩道が設置された道路と交差する幅員が6メートル以下の区画道路については、歩行者等の安全を考慮した視認距離を確保するため、歩道が設置された道路に接する地点から2メートル後退した中心線上で、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の範囲の視認距離を確保できる隅切りを設置すること(図5参照)。なお、共同住宅や店舗等の建築に伴い車路を設ける場合においても同様とする。(歩道が設置された道路と交差する幅員が6メートル超える区画道路については(1)を適用すること)

図5 視認距離



- (4) 地上4階以上の建築物の建築を目的とする事業にあつては、事業用地に至る道路を含め別表第3に定める基準に従い、消防局長と協議して、はしご付消防自動車の進入に必要な隅切りを設けること。
- (5) その他周辺の状況により隅切りが必要と認められた場合は(1)に準じて隅切りを設置すること。

(舗装)

第9条 道路の舗装は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 道路は、安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない舗装構造とし、かつ、適当な値の横断勾配が付されていること。
- (2) 道路の縦断勾配が8パーセントを超えるものについては、その勾配区間及びその前後について滑り止めを施すこと。
なお、縦断勾配が6パーセントを超えるもので、かつ、北側傾斜となる場合も同様とする。
- (3) 路面の仕上げは、原則としてアスファルト舗装又はこれと同等以上の舗装仕上げとすること。
- (4) 舗装構成は、原則として舗装設計施工指針(社団法人日本道路協会発行)に基づき決定するものとする。
- (5) 歩道の舗装は、透水性歩道舗装設計・施工・管理指針(千葉県)により雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とすること。ただし、車両乗り入れ部又は地下水位が高く雨水を浸透させることが困難な場合は、この限りでない。

(歩道)

第10条 歩道は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 歩道の幅員は、2メートル以上とすること。ただし有効幅員を、2メートル以上確保するため、道路付属物等の設置が見込まれる場合は0.5メートルを付加した値とする。
- (2) 歩道の構造はセミフラット形式を標準とし「歩道の一般的構造に関する基準」(平成17年2月3日国土交通省道路局 都市・整備局通達)によるものとする。
歩道面に設ける勾配は、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合を除き、次のとおりとし、車いす等の安全な通行を考慮すること。
 - ア 縦断勾配は、5パーセント(やむを得ない場合には8パーセント)以下とする。
 - イ 横断勾配は、1.5パーセント(透水性舗装の場合は1パーセント)以下とする。ただし、地形の形状その他特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とする。
 - ウ 縦断勾配を設ける箇所には横断勾配を設けない。
- (3) 歩道面の高さは、当該地域の地形、沿道の状況及び交通安全施設の設置状況等を考慮し、雨水の適切な誘導を勘案して決定すること。

(道路排水施設)

第 11 条 道路の排水施設は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 区画道路の側溝は、原則として落ち蓋付き U 字溝を道路の両側に敷設し、10メートル毎に1枚以上グレーチング蓋とすること。また、排水勾配については、0.5パーセント以上確保すること。この場合において福祉関連施設周辺又は人の通行の多い道路においては、細目グレーチング蓋を設置すること。
- (2) 排水枳は、側溝の合流点及び分岐点に設置し、固定式グレーチング蓋付きとすること。
- (3) 道路を横断する U 字溝又は車庫等の設置により複数の車両が通過することとなる U 字溝は、ボルト固定式グレーチング蓋付き等とすること。ただし横断及び通過する車両が多い場合は三点支持式グレーチング等とすること。
- (4) 公共の道路における単独排水施設は、宅地開発事業等に係る排水整備(雨水)に関する基準により、流末の排水施設まで自然流下とし、原則道路と道路とを結ぶものであってはならない。
- (5) 事業区域に接する道路の排水施設が U 字溝等の場合は、第1号の基準により排水施設を整備すること。
- (6) 側溝断面は、別表第4に定めるところにより算出した雨水流出量及び通水量に基づき雨水の排出に支障のないものとする。ただし、最小断面は 240×240U 以上とすること。

(交通安全施設)

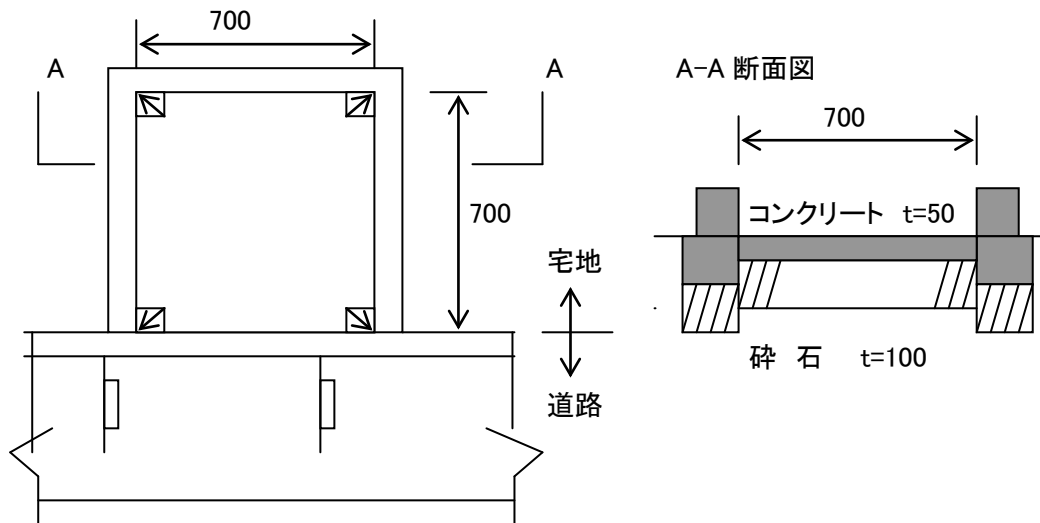
第 12 条 道路が、崖若しくは水路等に接している場合又は屈曲部で必要と認められる場合は、ガードレール、カーブミラー等適当な施設を設置しなければならない。

(電柱用地)

第 13 条 電柱は原則道路用地に付随して設置するものとし、次の各号の基準により電柱用地を設けるものとする。ただし、道路幅員が 5.5 メートル以上確保され、道路内の側溝を切り回す等の処置をする場合は、この限りでない。

- (1) 歩道のない道路の電柱用地は、道路幅員以外の土地に確保するものとする。また、有効幅員2メートル未満の歩道付道路についても同様とする。
- (2) 電柱用地は、0.7 メートル×0.7 メートル以上とし、碎石層 10 センチメートル、コンクリート表層 5 センチメートルの舗装を施行すること。また、その外側をコンクリートブロック等の構造物で仕切ること(図6参照)。

図6 電柱用地



(道路に面して設ける施設の位置等)

第 14 条 道路に面して施設を設ける場合は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 自動車駐車場等(以下「駐車場等」という。)を含む車両出入口部は、交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分に設置しないこと。ただし、T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。なお、交差点とは、停止線がある場合については、停止線を基準とし、停止線がない場合については道路が交差する点を基準とする。
- (2) 駐車場等から道路への出入口は、一事業につき原則として2箇所以下とすること。ただし緊急車両等の用途により、一般車両の出入口と分離する必要があると認められた場合は別途 1 箇所を設置できるものとする。
- (3) 駐車場等の出入口部の幅員は、原則として 6 メートル以下とし、通行の安全に配慮した視認距離(第8条(3)図の5)を確保すること。ただし大型車等の出入口である場合は 1 箇所については原則 8 メートル以下とすることができる。
- (4) 戸建住宅以外の駐車場は、道路に面して設けないものとするが、住宅の建築の用に供する目的で事業区域の規模及び形状等により、やむを得ず道路に面して直角駐車場を設置しなければならないと特に松戸市が認めた場合は、戸建住宅を含め1台あたりの駐車桟を幅 2.5 メートル以上、奥行き5.5メートル以上確保するとともに連続した配置とする場合も原則3台以下とすること。また、道路と並行に駐車場を設置する場合は、道路からの奥行きを概ね 2.3 メートル以上確保することとする。
- (5) 前項における駐車場等が歩道等に接する場合は並行駐車とはしないこと。また、隣接した切下げ等については概ね 0.5 メートル離し、直角駐車で連続した配置の場合も切下げ幅は原則 6 メートル以下とすること。
- (6) 駐車場等は、原則として透水性舗装等雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造等とすること。なお4項及び5項による戸建住宅等による駐車場等については、別途協議できるものとする。
- (7) 機械式駐車場については、直角駐車とせずに待機場所を事業地内に確保し、道路から直接乗り入れる利用形態としないものとする。

- (8) ごみ収集場は、交通を阻害しない位置に配置するものとし交差点及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分以外に関係部署と協議したうえ設置すること。

(公安委員会との調整)

第 15 条 道路の新設、改築及び店舗等における駐車場の出入口の設置については、公安委員会と調整しなければならない。

(用地の帰属等)

第 16 条 本基準に準拠した宅地開発事業等又は宅地開発事業等以外の事業に係る次の各号に掲げる用地については、原則として松戸市に無償で帰属させるものとする。

- (1) 松戸市道、認定外道路及び松戸市が管理する排水路の拡幅用地
- (2) 松戸市道路認定基準(平成9年4月1日施行)により松戸市道として認定可能な道路用地
- (3) 公共の道路から公共施設等に至る排水施設用地
- (4) 松戸市に寄附又は帰属する道路に接して設けられる電柱用地
- (5) その他市長が必要と認める公共用地

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年2月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年11月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

袋路状道路の転回広場設置基準

1 転回広場を設置する位置

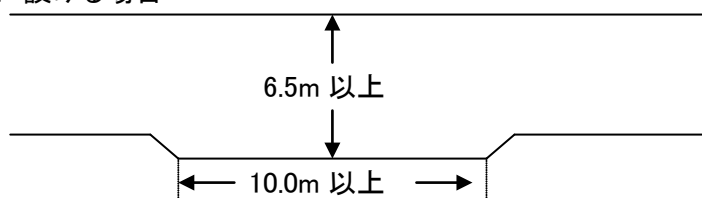
- (1) 幅員が6メートル以上の道路は、終端に転回広場を設置
- (2) 幅員が5.5メートル以上6メートル未満の道路
 - ア 延長が60メートル以下の場合、終端に転回広場を設置
 - イ 延長が60メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内毎に転回広場を設置
- (3) 幅員が5メートル以上5.5メートル未満の道路
 - ア 延長が50メートル以下の場合、終端に転回広場を設置
 - イ 延長が50メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内毎に転回広場を設置
- (4) 幅員が4.5メートル以上5メートル未満の道路
 - ア 延長が35メートル以下の場合、終端に転回広場を設置
 - イ 延長が35メートルを超える場合は、終端及び区間35メートル以内毎に転回広場を設置

2 転回広場の形態

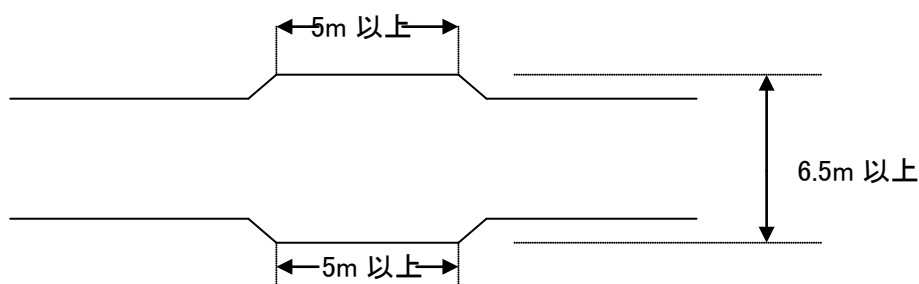
- (1) 中間部に設けるものは、小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則に規定する小型自動車
で四輪のものをいう。)のうち、最大なものが2台以上停車することができるものとする。

(参考例)

ア 片側に設ける場合



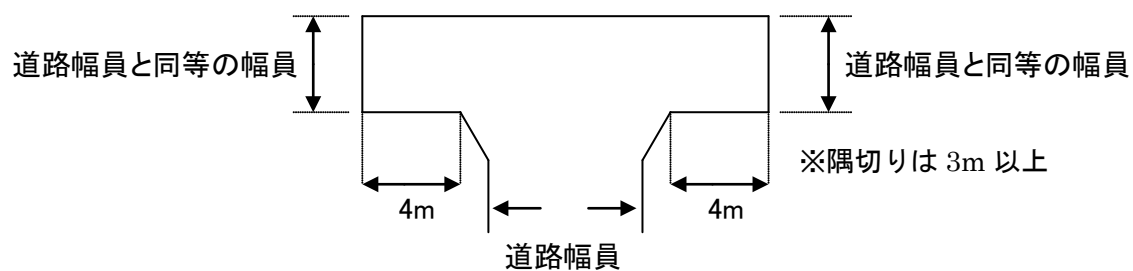
イ 両側に設ける場合



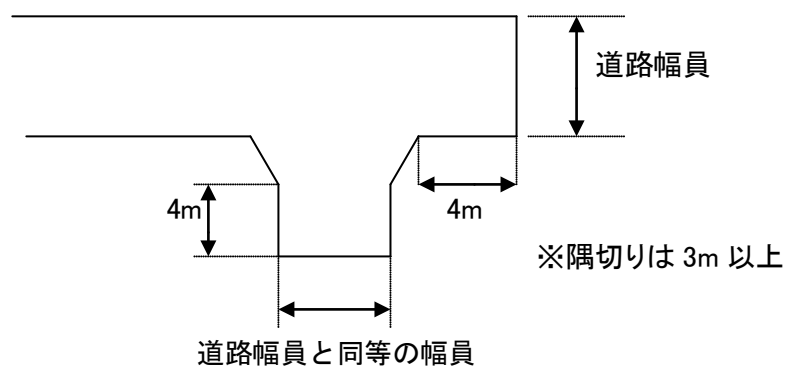
- (2) 終端部に設けるものは、小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則に規定する小型自動車
で四輪のものをいう。)のうち最大なものが転回できる転回広場が設けられていること。
なお、現状における普通自動車の普及を考慮すると終端の転回広場は、参考例に示したもの
以上に車両が楽に転回できるものとする。また、転回広場は、建築基準法に抵触しない形
態とすること。

参考例

ア T字型の場合



イ トの字型の場合



ウ その他

転回広場内に直径が 10m 以上の円が描けるものであること。

備考

開発許可を受けた者が自ら管理する第 4 条 (3) ウにおいて、袋路状道路の延長が 35 メートル以下で接続する道路の交通量が著しく少ない場合は、転回広場設置の有無を含め形状について別途協議することができる。

別表第2(第8条関係)

道路の隅切り基準表

(単位;m)

道路の幅員	4m 以上6m 未満	6m 以上12m 未満	12m 以上	交差角度
4m 以上	4	4	5	60° 以下
	3	3	4	90° 前後
	2	2	3	120° 以上
6m 以上	4	6	6	60° 以下
	3	5	5	90° 前後
	2	4	4	120° 以上
12m 以上	5	6	8	60° 以下
	4	5	6	90° 前後
	3	4	5	120° 以上

注:数値は、二等辺三角形の底辺の長さとする。

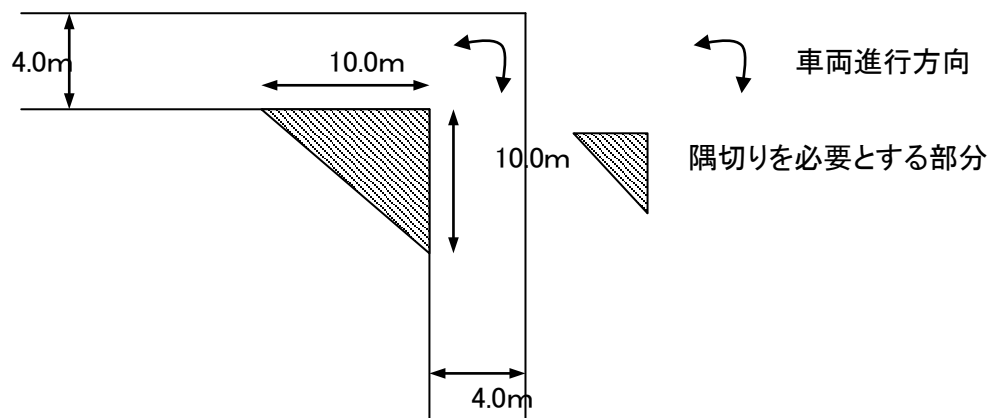
備考

- ① 第4条第3号ア及びイに定める幅員によることができる道路において、居住環境等を考慮して幅員6メートルの道路を築造した場合等の隅切りは、「道路の隅切り基準表」の道路幅員 6m 以上 12m 未満の道路と道路幅員 4m 以上 6m 未満の道路が交差する基準によることができるものとする。
- ② 道路の屈折等により交差角度が 150° を超え 170° 以下の場合は、「道路の隅切り基準表」の交差角度 120° 以上の欄に記載された隅切りの2分の1の長さ以上の隅切りを設置すること。

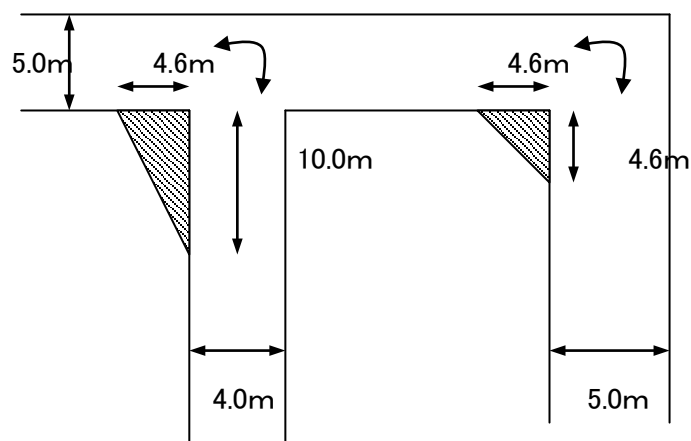
別表第3(第8条関係)

はしご付消防自動車の進入に必要な隅切り基準
道路等隅切り図(直角の場合)

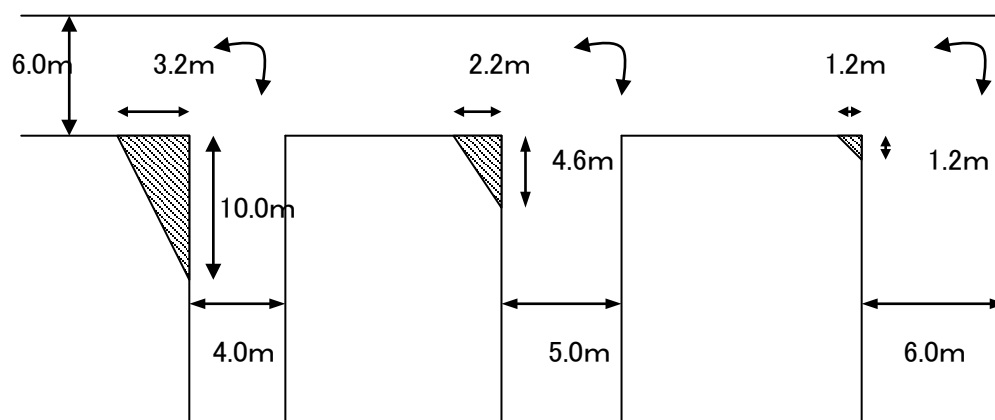
1 幅員4mの場合



2 幅員5mと4m・5mの場合



3 幅員6mと4m・5m・6mの場合



4 道路幅員は有効幅員とし、隅切りは、はしご車が進入する内側に設置すること。

別表第4条(第11条関係)

1. 雨水流出量の算出

合理式(ラショナル式)より $Q = 1 / (3.6 \times 10^6) \times C \times I \times a$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

C : 流出係数 C=0.9

I : 流達時間内の降雨強度 (mm/h) I=90

a : 集水面積 (m²)

a : 集水面積	Q : 雨水流出量	U字溝サイズ	a : 集水面積	Q : 雨水流出量	U字溝サイズ
500	0.011	240*240U 以上	6500	0.146	400 * 400U 以上
1000	0.023	240*240U 以上	7000	0.158	400 * 400U 以上
1500	0.034	240*240U 以上	7500	0.169	400 * 400U 以上
2000	0.045	240*240U 以上	8000	0.18	400 * 400U 以上
2500	0.056	300 * 300U 以上	8500	0.191	400 * 500U 以上
3000	0.068	300 * 300U 以上	9000	0.203	400 * 500U 以上
3500	0.079	300 * 300U 以上	9500	0.214	400 * 500U 以上
4000	0.09	360 * 360U 以上	10000	0.225	400 * 500U 以上
4500	0.101	360 * 360U 以上	10500	0.236	400 * 500U 以上
5000	0.113	360 * 360U 以上	11000	0.248	500 * 500U 以上
5500	0.124	360 * 360U 以上	11500	0.259	500 * 500U 以上
6000	0.135	360 * 360U 以上	12000	0.27	500 * 500U 以上

2. 通水量

$Q = A \times V$

$V = 1 / n \times R^{2/3} \times i^{1/2}$

Q: 通水量 (m³/sec) R: 径深 (m) (=A/P; A: 通水断面積、P: 潤辺長)

A: 通水断面積(m²) I: 水面勾配(あるいは流路勾配) i=500 と仮定

V: 平均流速(m/S) n: 粗度係数 n=0.013

Qc: 通水量はQの80%

V	高さ	幅	R	水面勾配	通水断面積	Q	Q c	U字溝サイズ
1.01	0.24	0.24	0.08	0.005	0.058	0.059	0.047	240 * 240U
1.172	0.3	0.3	0.1	0.005	0.09	0.105	0.084	300 * 300U
1.323	0.36	0.36	0.12	0.005	0.13	0.172	0.138	360 * 360U
1.417	0.4	0.4	0.133	0.005	0.16	0.227	0.182	400 * 400U
1.487	0.5	0.4	0.143	0.005	0.2	0.297	0.238	400 * 500U
1.65	0.5	0.4	0.167	0.005	0.25	0.413	0.33	500 * 500U
1.708	0.5	0.4	0.176	0.005	0.3	0.512	0.41	500 * 600U

3. 側溝断面の決定にあつては、

Qc: 通水量 > Q: 雨水流出量 とすること。

宅地開発事業等に関する条例

建設総務課

松戸市における宅地開発事業等に関する条例施行規則第 10 条第 1 号イに伴う協議

添付資料

- ・ 協議経過書（第 2 号様式） ※別紙記載例により協議内容を記載したもの
- ・ 公安（所轄の警察）及び消防との協議経過書の写し
- ・ 案内図
- ・ 公 図
- ・ 土地利用計画図（配置図）
- ・ 敷地求積図
- ・ 造成計画平面図
- ・ 造成計画断面図
（共同住宅の場合の造成計画平面図（断面図）については、車の出入口部分の断面図）
- ・ 新設道路の縦・横断面図
- ・ 道路境界確定図（建設総務課備付のもの）

事業者宛（正・副）、建設総務課控（1 部） 計 3 部提出して下さい。

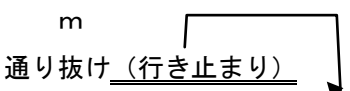
<記載例>

第2号様式（用紙規格 J I S A 4）

見 本

協 議 経 過 書

事業 者 名		事業目的	
事業地の所在	松戸市		

担当部署	建設総務課	協議完了年月日		平成 年 月 日
協 議 事 項	協 議 年 月 日	事 業 者 担当者名	担当部署 担当者名	確 認 事 項
事業面積 事業区域の前面道路について ・ 名称 ・ 境界確定について ・ 拡幅の有無 ※事業地が2路線以上の道路に接している場合においては、すべての道路について明記する事。	月 日	〇〇	△△	m ² 松戸市道〇ーXYZ号 別紙図面のとおり幅員 m で確定済み <u>相対地</u> 或いは <u>中心</u> より m の後退が必要 後退部分については、事業完了後は、松戸市の管理。
道路新設する場合 幅員 延長 形態 隅切り長 ・ 取り付け部分 ・ 交差部分 ・ 視距離 ・ 新設工作物（U字溝等） 事業完了後の新設道路の管理者				m m  通り抜け（ <u>行き止まり</u> ） ※終端の転回広場及び途中の退避所についても明記 m m m 道路維持課と協議 松戸市（或いは事業者）が管理
拡幅部分及び新設道路について その他				道路境界確定図面を完了検査前までに作成すること。 宅地開発事業等に伴う道路整備の基準により協議した内容を遺漏ないように明記してください。

土地利用計画図中に各寸法を明記のこと

※上記以外にも協議した事項がある場合については、記入漏れのないようにご注意ください。また、窓口で協議できなかった事項については、「道路整備に関する基準」に基づいた計画案により再度協議が必要となります。